

# 令和 3 年度七ヶ浜町役場警備業務委託

## 簡易公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

七ヶ浜町（以下「町」という。）は、七ヶ浜町役場の常駐警備業務及び機械警備業務を委託するにあたり、簡易公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により委託業者を選定する場合の手続き等について必要な事項を定める。

### 2. 業務概要

#### （1）業務名

令和 3 年度七ヶ浜町役場警備業務委託

#### （2）業務内容

別紙 仕様書のとおり

#### （3）業務期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日

#### （4）提案上限額

13,000 千円（消費税及び地方消費税含む）

※この金額は本事業に係る予算規模を示すものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

### 3. 担当部署

七ヶ浜町総務課

〒985-8577 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5 番地の 1

電話：022-357-7436（直通） FAX：022-357-5744

メールアドレス：[mail@shichigahama.com](mailto:mail@shichigahama.com)

### 4. 選定方法

本実施要領に記載する企画提案書等を求め、提案者の経験、実施能力及び提案内容を総合的に比較検討し、最適な委託業者をプロポーザルで決定する。

### 5. 参加資格

- ① 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条に基づく公安委員会の承認を受けている者。

- ② 平成 31・32 年度七ヶ浜町競争入札参加資格審査において、物品役務の資格中「建設管理」の「警備（常駐巡回）」及び「警備（機械警備）」の承認を受けている者。
- ③ 本社又は支店・営業所（受任機関）の所在地が宮城県内にあること。
- ④ 過去 5 年以内に、地方公共団体から同種事業を元請で受注した実績があること
- ⑤ 七ヶ浜町の指名停止期間中でないこと。
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ⑦ 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑧ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑨ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触していないこと。
- ⑩ 七ヶ浜町暴力団等排除措置要綱（平成 20 年七ヶ浜町告示第 63 号）各号に規定する要件に該当しない者であること。

## 6. 実施スケジュール

	内 容	期 日
1	公募開始	令和 2 年 11 月 11 日(水)
2	仕様書、実施要領等の配布	11 月 11 日 (水)
3	申込書提出期限	11 月 18 日 (水)
4	本選定参加の可否通知	11 月 19 日 (木)
5	仕様書等に関する質問書提出期限	11 月 26 日 (木)
6	質問に対する回答	11 月 30 日 (月)
7	企画提案書等提出期限	12 月 4 日 (金)
8	プレゼンテーション	12 月 11 日 (金)
9	請負候補者選考委員会	12 月 15 日 (火)
10	審査結果通知	12 月 17 日 (木)

## 7. 参加手続き

本選定に参加を希望する者は、下記書類を提出先に郵送（配達証明等到着が確認できるもの）もしくは直接持参（開庁日の午前 9 時から午後 4 時まで）にて提出すること。なお、提出期限後に到着、持参したものはいかなる理由でも受付しない。

① 提出書類

- ・参加申込書（別紙様式1）
- ・入札参加資格承認書の写し
- ・業務実績一覧表

「5. 参加資格 ④」について、事業名、事業年度、受注先、受注金額等を記載すること。用紙はA4版とし、様式は任意とする。

② 提出期限 令和2年11月18日（水）

③ 提出先 セケ浜町役場総務課

〒985-8577 宮城県宮城郡セケ浜町東宮浜字丑谷辺 5-1

電話：022-357-7436 FAX：022-357-5744

メールアドレス：[mail@shichigahama.com](mailto:mail@shichigahama.com)

参加申込書を提出した者については、参加資格を有するか否かを審査し、資格を有すると認めた場合には、「9」に記載する企画提案書等の提出を要請する。

参加の可否については、令和2年11月19日（木）にその旨をEメールにて申込者あて通知するが、資格を有すると認めた者には、参考として現在の役場庁舎及び水道庁舎の機械警備設備配置図をあわせて送付する。

8. 質問について

本事業の仕様書及びプロポーザル等についての質問は、質問書（別紙様式第2号）により「7 参加手続き」に記載した提出先あてEメールにて提出すること。

質問の提出期限、回答日、回答方法は下記のとおりであるが、期限を過ぎて提出された質問については回答しない。

なお、仕様及び請負候補者選定に関する事項など本事業全般についても、請負候補者選定の公平性を確保するため、個別質問には対応しない。

【質問提出期限】 令和2年11月26日（木）

【質問の回答】 令和2年11月30日（月）

【回答方法】 全参加者あてEメールにて回答する

9. 企画提案書の提出について

参加資格審査において参加を可とされた者は、以下の書類を8部作成し、「7. 参加手続き」に記載した提出先あて提出すること。提出方法は郵送（配達記録等到着が確認できるもの）もしくは直接持参（開庁日の午前9時から午後4時まで）とする。

なお、本事業受託者とは、役場に隣接する水道庁舎機械警備委託を随意契約する。

そのため、機械警備業務に関する提案については水道庁舎についても作成すること。

用紙は A 4 版、様式は任意とし、両面印刷も可とする。

#### 【提出書類】

##### ア. 企画提案書

企画提案書に記載すべき内容は、おおむね以下のとおりとする。

- 1) 会社概要
- 2) 業務運用体制について
  - ・業務統括者、業務責任者の資格や実績
  - ・常駐警備における警備員予定人員数、警備体制
  - ・警備員の教育、指導管理体制
  - ・機械警備におけるカメラ、センサー等設置箇所（役場庁舎及び水道庁舎）
  - ・機械警備における異常を感知した場合の体制、対応  
（役場庁舎及び水道庁舎）
  - ・契約締結から業務開始日までのスケジュール（役場庁舎及び水道庁舎）
  - ・その他、別紙仕様書を踏まえ参加者からの独自提案など

##### イ. 業務実績一覧表

「7. 参加手続き ①提出書類」で提出を求めたものと同じで構わない。

##### ウ. 参考見積書

本業務に要する一切の経費についての見積書及び常駐警備、機械警備それぞれ詳細な積算内訳書を提出すること。なお、機械警備業務の見積書及び積算内訳書については、別途水道庁舎分も作成し提出すること。

審査の結果、請負候補者となった者には、契約の際、再度見積書を徴する場合がある。

【上記書類の提出期限】 令和 2 年 12 月 4 日（金）午後 4 時

## 10. 請負候補者の選定方法

### ① 選考委員会

本町職員により組織する「請負候補者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置し審査を行う。選考委員会では企画提案書等書類の審査及びプレゼンテーションを実施する。

なお、選考委員会の構成及び選考の過程に関する事項については公表しない。

### ② 書類審査

企画提案書等、提出を受けた書類について審査を行う。

なお、提案に係る参考見積額が「2. 業務概要 (4)」に記載の提案上限

額を超える場合、又は提出書類に著しい不備が認められた場合には、本プロポーザルには参加資格がないものと決定する。参加資格がないと決定した者については、書面により通知する。

③ プレゼンテーション

提出された企画提案書等について、プレゼンテーションを実施する。なお、参加希望者が1社の場合でも実施する。

- 1) 日時、場所は別途参加者あて連絡する
- 2) 時間は1事業者あたり30分程度とする  
(予定として、プレゼンテーション20分、質疑10分程度)
- 3) プレゼンテーションの順番は本町において決定するものとし、出席者は1事業者2人までとする

④ 選考の内容

選考は主に、次の点について行う。

- ア. 本事業を請負うにあたっての実績、会社における警備に対する基本的姿勢、考え方、セールスポイント
- イ. 常駐警備業務における警備（人員）体制、非常時における対応、会社のバックアップ体制
- ウ. 機械警備業務における機器の配置、異常感知時における対応
- エ. 警備員の教育、指導管理体制
- エ. 見積金額、積算根拠の妥当性

⑤ 請負候補者の決定

以上の過程により選考委員会において総合的に審査し、第1位となった者を請負候補者とし、契約のための交渉を行う。

11. 請負契約の締結

請負候補者決定後、仕様書及び請負候補者の企画提案書等に基づき、本町と請負候補者は協議を行い、関係法令等に基づき請負契約を締結する。

また、本事業の目的達成のため、必要な範囲において本町と請負候補者との協議により、内容の追加、変更、削除等を行う場合がある。したがって、請負候補者の決定をもって企画提案書の内容を承認するものではないことに留意すること。

なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

## 12. 参加資格の喪失

参加者は次に該当したときは、審査前、審査後に関わらず、参加資格を喪失するものとする。

- ① 本手続きにおいて提出した資料等に虚偽の記載をし、その他不正な行為をしたとき。また、そのことが判明したとき。
- ② 請負候補者決定までの期間中に「5 参加資格」に掲げる要件に該当しなくなったとき。

## 13. その他留意事項

- ① 本プロポーザルに係る経費はすべて提案者の負担とする
- ② 提出された書類は返却しない
- ③ 提出書類提出後の修正及び変更は一切認めない
- ④ 提出書類等に記載された個人情報、本業務の請負候補者選定のために使用し、その他の目的には使用しない
- ⑤ 審査に対する異議申し立てはできないものとする
- ⑥ 企画提案書等の評価配点表点数は公表しない
- ⑦ 電子メール、郵便等の通信事故については、本町は一切の責任を負わないものとする
- ⑧ 請負候補者として決定された場合でも、虚偽等不誠実な記載若しくは対応が認められる場合、又は重大な瑕疵等があった場合には決定を取り消す場合がある

